

令和8年度 食関連事業者の販路拡大支援事業 業務委託 業務仕様書

1 目的

「みえの食」の販路を開拓するには、事業者自らが商談機会を活用してバイヤー等に対して積極的にアプローチしていく必要があります。中でも、近年増加傾向にある海外バイヤーや、大阪・関西万博を契機に、三重県産品の魅力発信に取り組んだ関西圏のバイヤーに対するアプローチが大切です。

このため本事業では、商談会の実施や大規模食品見本市への出展により、国内外のバイヤーに県産品をPRし、「みえの食」の販路拡大を図ります。

2 業務名称

令和8年度食関連事業者の販路拡大支援事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

ア コーディネーターの選定

本事業を総括するコーディネーターを1名選定し、次の事業を実施すること。

<実施する事業>

- ・ 三重県内での商談会の開催
- ・ 大規模食品見本市への三重県ブースの出展
- ・ 事前研修の企画・運営

イ 三重県内での商談会の開催

国内に商流を持つバイヤーを三重県に招へいし、商談会の企画・運営を行うこと。

<商談会の概要>

開催日程：令和8年10～11月のうち1日程度

会場：近鉄四日市駅または津駅 周辺の会議室・ギャラリー

出展者：県内の食品製造事業者、農林水産事業者等 50事業者程度

バイヤー：県内を主とする飲食・宿泊事業者、県内外の流通事業者等 50者程度

出展内容：三重県内で生産・製造された食品（農林水産物を含む）及び食関連商品のブース展示、商談

A. 商談会の企画・運営

- ・ 出展者が自社商品を展示できるよう、各出展者のブースを個別に設けること。
- ・ 少なくとも120程度の商談が実施できるよう、事前マッチングを行うなどの工夫をすること。
- ・ バイヤーへの訴求力が高く、集客が期待できる商談会の形式・ブース配置・動線・運営方法等について、具体的に提案、実施すること。
- ・ ブース配置は、バイヤーが立ち寄りやすく、出展者が商談しやすいものにする。また、各出展者ブースへの誘導において可能な限り偏りが出ないレイアウト、企画にすること。
- ・ 商談会に係る出展者との連絡調整や問合せ対応を行うこと。
- ・ バイヤーとの連絡調整も委託業務に含むものとする。

- ・商談会当日の運営総括を行うこと。スタッフの手配も委託業務に含みます。
- ・商談会開催中は出展者及びバイヤーのフォローのため、現地にスタッフを駐在させること。
- ・出展者に対して、商談対応に対する助言やバイヤーの感想の伝達等、適切なフォローを行うこと。

B. 会場設営

- ・当日の会場設営・撤去を行うこと。
- ・ブースのパーテーション、社名版、机（白布付き）、椅子等を手配すること。
- ・来場者に配布するためのパンフレットを作成すること。パンフレットには、出展者名、取扱商品名、商品説明、商品画像、小間位置、小間番号等を掲載すること。
- ・バイヤーに試食をしてもらうことができる設備を用意すること。
- ・ブース内で必要となる電気配線等の工事については、会場の指示に従うこと。
- ・電気製品使用の有無や、消費電力数等について、出展者と調整をすること。

C. 商談会に係る募集案内

- ・出展者及びバイヤーへの募集案内、参加申込書の様式は、受託事業者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、募集案内をし、出展者とバイヤーを集めること。
- ・バイヤーについては、関西圏に販路を有するバイヤーを20者程度集めること。
- ・出展者の決定は県と調整のうえ行うこと。
- ・参加申込に係る問合せの対応は受託事業者にて行うこと。
- ・出展者には、県が設定する参加費を県に納めていただきます。参加費は県が徴収します。

D. 出展者に対するアンケート調査

- ・商談会に出展した事業者に対して、商談会に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。

E. 参加バイヤーに対するアンケート調査

- ・商談会に参加したバイヤーに対して、商談会に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。

F. 出展者へのアフターフォローの実施

- ・商談会終了後、出展した事業者に対して、商談の進捗確認や必要に応じて成約につなげるための指導を行うこと。

ウ 大規模食品見本市への三重県ブースの出展

FOODEX JAPAN 2027で三重県ブースを出展すること。

<見本市の概要>

会 期：2027年3月9日（火）から3月12日（金）まで

会 場：東京ビッグサイト

出展者：県内の食品製造事業者、農林水産事業者等 10事業者程度

A. 三重県ブースの企画・運営全般

- ・三重県の事業者が10者程度参加できるスペースを確保すること。
- ・三重県ブース出展に係る調整や事務（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。
- ・設営及び開催期間中の運営管理に係る問合わせに速やかに対応すること。
- ・見本市開催中は出展者のフォローのため、現地にスタッフを駐在させること。
- ・出展者に対して、商談対応に対する助言やバイヤーの感想の伝達など、適切なフォ

ローを行うこと。

- ・見本市開催中はビジネスレベルの英語又は中国語に対応できる通訳を最低1人駐在させること。
- ・輸出向けゾーンに出展すること。

B. 三重県ブース出展者の募集

- ・出展者の募集案内、参加申込書の様式は、受託事業者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、募集案内をし、出展者を集めること。
- ・募集案内には、輸出向けであることをわかりやすく記載すること。
- ・出展者の決定は県と調整のうえ行うこと。
- ・参加申込に係る問合せの対応は受託事業者にて行うこと。
- ・出展者には、県が設定する参加費を県に納めていただきます。参加費は県が徴収します。

C. 三重県ブースの装飾デザイン、設営及び撤去

- ・三重県らしさを備え、見本市に来場するバイヤーへの訴求力が高く集客が期待できるブース装飾について、具体的に提案し実施すること。
- ・ブースのテーマカラーは、黄色を基調とすること。
- ・出展者が商談しやすく、来場者が立ち寄りやすいブース配置にすること。また、各出展者ブースへの誘導にできるだけ偏りが出ないレイアウト、企画にすること。
- ・装飾工事に関しては、主催者から後日提示される資料を参照のうえ、遵守しながら進めること。
- ・ブース内には、出展者が共同で使用するバックヤードを設け、商品及び資材を保管するための棚、冷蔵（冷凍）庫及び作業テーブル、椅子等を設置すること。また、関連備品類の用意については、必要に応じて実施すること。
- ・ブース及びバックヤードで必要となる電気工事（照明器具、コンセント含む。）及び給排水設備（水道配管、2槽シンク含む。）等の施工工事を行うこと。出展者が使用する水道代、電気代については、委託費に含むものとする。
- ・出展者ブースは、それぞれに社名板、照明、展示台、パネル等掲示スペース（背面）、コンセント等を確保すること。なお、照明については、蛍光灯やスポットライトを活用して十分な照度を保つこと。
- ・上記の設備以外で出展者が希望する追加什器については、出展者の費用負担により設置し、出展者からの支払を受けること。
- ・出展期間内（準備期間、終了時含む。）のブース内の清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む。）の処分を毎日行うこと。
- ・見本市終了後、ブースの撤去、廃材処理を行うこと。

D. 三重県ブース来場者向け訴求ノベルティの制作

- ・三重県ブースの出展者及び出展商品を効果的にPRするノベルティを制作すること。制作するノベルティの様態（チラシ、クリアファイル、紙袋等）及びサイズについての指定は行わないが、来場バイヤーに訴求力が高く、効果的と思われるノベルティを具体的に提案し、制作すること。
- ・ノベルティに係るデザインは、ブースデザインと統一感のあるものとする。
- ・制作数は1,000個とする。

E. 「みえの食セレクション」のPR

- ・出展に合わせて、「みえの食セレクション」制度をPRすること。
 - ・PRに際しては、選定品の一部を展示すること。
- (参考) みえの食セレクションホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/mieselection/79702046018_00001.htm

F. ブラッシュアップ支援

- ・出展事業者に対し、会期後に個別のフォロー及び商品、サービスのブラッシュアップ支援を実施すること。なお、支援の内容は、出展者や参加バイヤーからの聞き取り内容のフィードバック、および商品・サービスのブラッシュアップのための助言等とする。
- ・ブラッシュアップ支援のために使用した会場等の費用は委託費に含めます。また、オンラインでの実施も可とする。
- ・ブラッシュアップ後に受講者から相談があった場合、電話やオンラインなどで対応できるようにすること。

G. 三重県ブース出展者に対するアンケート調査

- ・三重県ブースに出展した事業者に対して、当出展事業に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。

H. バイヤーからの意見聴取

- ・可能な限りバイヤーから三重県ブース出展者に対する意見の聴き取りを行うこと。
※委託費には、見本市の主催者へ支払う出展料金を含むものとする。

Ⅰ 事前研修の企画・運営

商談会及び大規模食品見本市出展者に対し、それぞれ事前研修を実施すること。

<事前研修の概要>

日程：商談会及び大規模食品見本市の開催1か月前までを目途に各1回程度

※出展する事業者全員が参加する集合研修とする（希望者はオンライン参加も可とする）。

内容：(a) 商談会及び大規模食品見本市に係るルール、注意事項等の説明

(b) 出展前準備、商談シートの添削、ブースデザインのポイント、その他商談会及び大規模食品見本市の効果的な活用方法など、出展に有意義と思われる内容の研修

A. 研修内容の調整及び講師等の手配

- ・県と協議のうえ、研修内容の調整や講師の手配、日程調整を行うこと。
なお、講師の謝金、交通費は委託費に含むものとする。

B. 研修会場の選定及び会場設営

- ・研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無を考慮し、県と協議のうえ、選定することとする。なお、会場が有料である場合には、委託費に含むものとする。

C. 研修用テキスト作成

- ・研修で使用するテキストは外部講師や専門家と相談のうえ、受託事業者にて作成すること。

D. 研修当日の運営業務

- ・当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行うこと。

E. 研修受講者アンケートの実施

- ・研修の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施すること。
アンケート回収後は、回答内容を整理して研修の講師及び県に報告すること。

オ その他共通事項

- ・商談会のプレスリリースは県でも実施する予定であるが、参加者募集及び「みえの

食」のPRのため受託事業者で各種メディアに広く掲載されるよう、効果的な広報活動を行うこと。

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。
- ・適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて情報共有を目的とした打合せを行うこと。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

- a 受託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。
- b 記載内容には、以下の内容を織り込むこと。

- ①商談会の検証
- ②見本市の検証
- ③事前研修の検証
- ④事業者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
- ⑤その他

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月18日（木）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転す

るものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：青山、岡本

電話：059-224-2336 電子メール：syokusan@pref.mie.lg.jp